

第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年5月7日（金）19時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 5月6日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	32,557,440	579,276
イ ン ド	20,665,148	226,188
ブ ラ ジ ル	14,930,183	414,399
フ ラ ン ス	5,767,541	105,792
ト ル コ	4,955,594	41,883
ロ シ ア	4,792,354	110,022
英 国	4,441,644	127,830
イ タ リ ア	4,070,400	122,005
ス ペ イ ン	3,551,262	78,566
ド イ ツ	3,484,755	84,141
そ の 他	55,570,179	1,347,733
合 計	154,786,500	3,237,835

※192の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表5月5日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	142,943	1,899
大 阪	85,903	1,577
神 奈 川	54,645	823
埼 玉	38,875	746
愛 知	34,704	638
千 葉	33,879	627
兵 庫	33,260	708
北 海 道	25,204	878
福 岡	24,718	361
京 都	12,956	187
そ の 他	126,268	2,069
合 計	613,355	10,513

※チャーター便帰国者15名、空港検疫2,753名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(5月6日19時00分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数(累計)	143,534人
入院	2,255人
軽症・中等症	2,183人
重症	72人
宿泊療養	1,289人
自宅療養	2,098人
入院・療養等調整中	1,328人
死亡	1,903人
退院等(療養期間経過を含む)	134,661人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 143,531名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理(ECMOを含む)が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 3月 5日 第57回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 3月18日 第58回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月 1日 第59回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月 8日 第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 4月 9日 第60回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月15日 第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 4月16日 第61回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
第3回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 4月23日 第62回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
第4回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 5月 7日 第63回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限、令和3年4月25日零時から5月11日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(3月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(3月5日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(3月8日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(3月18日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(3月18日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同取組実施(3月24日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(4月28日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、国への共同要請(5月6日)

【総務局】

- ・ 「コロナ対策リーダー」の登録開始(3月22日～)
- ・ 民間事業者のサービスを活用し、窓口等の混雑情報を発信(3月22日～) 【戦略政策情報推進本部共管】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を開始(4月1日～)
- ・ 「コロナ対策リーダー」の研修開始(4月1日～)
- ・ 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトの実施(4月12日～)
- ・ 繁華街を訪れている都民に対し外出自粛への協力等の呼びかけの実施(4月12日～)
- ・ 車両を活用した広報活動を実施(4月12日～) 【環境局・建設局・水道局・下水道局・港湾局・主税局】
- ・ 繁華街を訪れている若者に対しアンケートを実施(4月30日)
- ・ 路上や公園での飲酒への注意喚起等の呼びかけを実施
- ・ 「徹底点検TOKYOサポート」サポートプロジェクト等における会計年度職員の任用を実施
- ・ 「飲食店等の感染防止対策TOKYOサポートポータル(リーダーのひろば)」公開(4月27日)

【主税局】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者への固定資産税等の軽減措置について、ディスプレイ（バナー）広告、新聞広告（日刊主要6紙）等を活用した周知徹底
- ・国が所得税等の申告納付期限（延長前：令和3年3月15日）を令和3年4月15日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の申告期限（延長前：令和3年3月15日）についても令和3年4月15日まで延長
- ・感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始

【生活文化局】

- ・広報東京都3月号で、感染症に対応した支援について掲載
- ・年度末に向けて、感染症拡大への警戒を広く都民に呼び掛けるため、広報東京都特別号を発行（3月14日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けにワクチン接種に関するチラシを「やさしい日本語」を含む16言語で作成・配布
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに段階的緩和期間における都の対応について「やさしい日本語」で発信
- ・広報東京都4月号で、東京iCDC、感染症に対応した支援・対策について掲載
- ・私立学校に対して、都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けにまん延防止等重点措置期間中における対応について「やさしい日本語」で発信
- ・感染拡大防止CMを4月23日から5月11日まで集中的に放映
- ・4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
都立文化施設等の休館及び文化事業の中止、私立学校に対して都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請等
- ・広報東京都5月号で、G.Wの感染拡大防止対策、感染症に対応した支援・対策について掲載
- ・LINEで、緊急事態措置等に関する情報を掲載するなどメニューを拡充
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、東京都多言語相談ナビ（TMC Navi）を4月29日及び5月3日に臨時開設

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・都立スポーツ施設等の一部利用中止等の期間延長（1月11日から3月21日まで）
- ・感染防止対策の徹底及び運動前後の会食を徹底して控えるよう呼びかけを行った上で、都立スポーツ施設等の利用を3月22日から順次再開
- ・4月25日から都立スポーツ施設等を休館

【都市整備局】

- ・鉄道の終電時刻の繰り上げ等について、1都3県で国及び鉄道事業者に対し共同要請
- ・「春のスムーズビズ実践期間」（3/1～5/9）を冬の期間（12/1～2/28）に引き続き設定し、テレワークやテレハーフ、時差出勤などの取組継続を企業等に呼びかけ
- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請
- ・GW期間中の鉄道の減便や土休ダイヤの適用について国及び鉄道事業者に要請
- ・まちづくり団体等に対し、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上、必要なものを除き、20時以降の消灯についてお願い
- ・屋外広告物関係団体等に対し、デジタルサイネージなど屋外広告物の20時以降の消灯についてお願い

【環境局】

- ・環境局所管施設の臨時休館・臨時休園の継続
- ・4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
自然公園施設等の駐車場を閉鎖

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大した。また、随時募集において新たな団地を追加（合計355戸）
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集（4～6月）及び随時募集を継続して実施（合計285戸）

【病院経営本部】

- ・都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置（3月30日以降順次設置）

【産業労働局】

- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（3月5日）
- ・「1都3県テレワーク集中実施期間」の延長について公表（3月5日）
- ・飲食店の感染症対策に必要な消耗品の共同購入の支援について公表（3月8日）
- ・新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業支援プロジェクトの決定について公表（3月15日）
- ・サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地域の宿泊施設の募集を開始（3月15日）
- ・「TOKYOテレワークアワード」大賞企業の決定について公表（3月15日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(3/8～3/31実施分)」における3/22から3/31までの取扱いについて公表（3月18日）
- ・飲食事業者向けテラス営業支援の追加募集について公表（3月18日）
- ・飲食店を含む団体等の消耗品購入を助成する新たなメニューの開始について公表（3月18日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（3月前半）を公表（3月19日）
- ・休業支援金・給付金等の申請手続きに関する社会保険労務士による相談を開始（3月19日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(2/8～3/7実施分)」の申請受付を開始（3月26日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/1～4/21実施分）」について公表（3月26日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供について公表（3月29日）
- ・「宿泊施設テレワーク利用促進事業」の申請受付開始（4月1日）
- ・出勤者数の削減に向けて「トコトン・テレワーク」の実施について公表（4月1日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（3月後半）を公表（4月2日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/1～4/21実施分）」の一部変更について公表（4月9日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」について公表（4月9日）
- ・「タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）」の申請受付期間等の延長について公表（4月13日）
- ・「宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業」の申請受付期間等の延長について公表（4月13日）
- ・「飲食店経営者向け業態転換支援事業」の申請受付期間等の延長について公表（4月13日）
- ・中小企業等による感染症対策助成事業の充実について公表（コロナ対策リーダー実施店舗に対する支援を実施）（4月13日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施（4月13～16日）
（東京商工会議所、東京都中小企業団体中央会、東京都商工会連合会、経済同友会、日本経済団体連合会）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供の拡充について公表（4月16日）

【産業労働局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施（4月23日）
（東京商工会議所、日本経済団体連合会）
- ・ 「テレワーク・ワンストップ相談窓口」の開設について公表（4月23日）
- ・ 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」の一部変更について公表（4月23日）
- ・ 「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」について公表（4月23日）
- ・ 「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」について公表（4月23日）
- ・ コロナ禍における雇用対策事業（雇用創出・安定化支援事業等）の開始について公表（4月26日）
- ・ オンラインツアー造成支援事業の拡充について公表（4月28日）
- ・ テレワーク促進助成金の募集開始について公表（4月28日）
- ・ サテライトオフィス設置等補助金の募集開始について公表（4月28日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金の申請受付を開始（4月30日）
- ・ 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（3/8～3/31実施分）」の申請受付を開始（4月30日）
- ・ 「経営者向けテレワーク集中セミナー」を開催（5月1～3日）

【中央卸売市場】

- ・ 市場の一般見学等の中止期間を延長
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予（R3.9支払い分まで）

【建設局】

- ・ 建設局所管施設の臨時休園・臨時休館の継続及び一部施設の使用中止
- ・ 都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・ 都立公園における飲食等の臨時出店の運用を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・ 一時的に道路占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対し、納付期限を猶予（R3年度分）
- ・ 4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
都立公園内の駐車場・運動施設及び奥多摩周遊道路に設置している全ての駐車場を閉鎖
都立公園内の売店の営業を休止、キッチンカーの出店を取り止め

【港湾局】

- ・港湾局所管施設の臨時休園・臨時休館の延長及び一部施設等の利用中止
- ・臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・一時的に港湾占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対し、納付期限を猶予（R3年度分）
- ・4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
海上公園内の駐車場及び運動施設を閉鎖

【交通局】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都営交通の全車両に抗ウイルスコーティング（第三者機関による試験で99.9%以上減少を確認）を開始し、2月15日から順次運行開始
- ・緊急事態宣言解除後も、当面の間、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げを継続することを公表（3月18日）、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げダイヤを継続実施
- ・都営大江戸線、日暮里・舎人ライナー、東京さくらトラム及び都バスで、大型連休期間中の平日に減便などを実施

【水道局】

- ・水道局所管施設の臨時休館及びイベントの中止の延長
- ・水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和3年9月30日まで延長

【下水道局】

- ・下水道局所管施設の臨時休館の延長
- ・下水中に含まれるコロナウイルスの流行状況調査として、教育施設周辺のマンホール等から下水を採取し、東京都健康安全研究センターで分析を実施

【教育庁】

- ・緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（3月5日）
- ・緊急事態宣言の解除に伴う都立学校の対応について（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（3月18日）
- ・まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（4月9日）
- ・緊急事態宣言下における都立学校の対応について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（4月23日）

【東京消防庁】

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起
- ・各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）は感染防止対策を更に講じた上で、通常規模により実施
- ・昇任試験の一部延期

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年5月7日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年5月12日（水曜日）0時から5月31日（月曜日）24時まで

(3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

● 特に、以下のことについて徹底（法第45条第1項）

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

3. 事業者向けの要請等

(1) 施設規模に応じて休業等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	映画館、プラネタリウム 等	【1,000㎡超の施設】 休業を要請 (法第24条第9項) (生活必需物資を除く。)
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(2) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none">● 休業を要請 (法第45条第2項) (酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。)● 特措法施行令第12条に規定される各措置を要請 (法第45条第2項)
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスク着用周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(3) 営業時間の短縮等を要請する施設（遊興施設、飲食店等）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮を要請 (5時から20時まで) (法第45条第2項) ● 特措法施行令第12条に規定される各措置を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	(This cell is merged with the previous row's content.)
集会場等（第5号）	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ● 酒類及びカラオケ設備の提供停止の要請（法第45条第2項） ● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで）（法第45条第2項） ● 以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・「1.5時間以内」での開催 ・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(4) 規模要件（人数上限・収容率等）に沿った施設使用の要請等を行う施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等（第4号）	劇場、観覧場、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none">●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (人数上限5,000人かつ収容率50%等) (法第24条第9項)●営業時間短縮を要請 (5時から21時まで) (法第24条第9項)●入場整理等の実施を要請 (法第45条第2項)●店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第9項)●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
集会場等（第5号）	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
遊技場（第9号）	テーマパーク、遊園地	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・部活動の自粛 ・オンラインの活用等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供 及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供 及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供 及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率）に沿った開催を要請**（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- **営業時間短縮**の要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守等**の要請（法第24条第9項）

徹底点検 TOKYOサポートチーム

コロナ対策リーダー



- ✓ 登録数 約11万6千件
- ✓ 研修終了 約9万5千件

飲食店等感染防止
徹底点検済



徹底点検TOKYOサポートチーム

- ✓ 休業に応じた各店舗においても、
ぜひ点検にご協力を

休業要請等に応じない店舗への対策

- ✓ 特措法に基づき、必要な対応を徹底
- ✓ 見回り体制等を強化し、個別要請や命令に向けた手続きを順次実施

中小企業に対するテレワーク奨励金の支給

対象

都内中小企業

- 「テレワーク東京ルール宣言」に登録（6月11日（金）まで）
- 「週3日・社員の7割以上」、3か月間、テレワークを実施

奨励金の支給等

- 「テレワーク・マスター企業」として認定、Webサイト上でPR
- 最高80万円の奨励金を支給
- 目標1万社

※詳細は追って公表

飲食店等に対する協力金

緊急事態宣言の延長に伴う営業時間短縮等の要請に、全面的にご協力頂いた飲食店等に対し、事業規模に応じた協力金を支給

○ **対象期間** 令和3年5月12日(水)～5月31日(月)【20日間】

○ **支給額** 一店舗当たり 中小企業：80万円～400万円
(予定) 大企業：上限400万円

※詳細は追って公表

飲食店等以外への協力金・支援金

○休業要請の対象となる**大規模施設**及び当該施設に入居する**テナント**が要請に応じて頂いた場合、**協力金**を支給

- ・大規模施設（1,000㎡超）
- ・当該施設内のテナント

○**休業の協力依頼**に応じて頂いた中小の事業者を対象に、**都独自の支援金**を支給

中小企業の取組に対する支援

○販路開拓に向けた緊急対策

✓売上が減少した企業への販路開拓に要する費用を助成

助成率 5分の4 助成限度額 150万円

※ オンライン展示会出展、ECサイト出店等が対象

○経営課題の解決に向けた専門家派遣

✓ 中小企業診断士などの専門家を無料で派遣（4回まで）

※ オンラインでの対応、複数の専門家の活用も可能

今後の感染拡大への備え

療養体制の拡充

- 入院病床 5, 594床（うち重症用373床）
- 宿泊療養 13施設 5, 558室
- 自宅療養 電話・オンライン診療や往診体制の整備
自宅療養者フォローアップセンターの体制強化
- 緊急対応用に酸素濃縮装置（約500台）の確保

保健所支援

- トレーサー（保健師、看護師、准看護師等）を新たに30名採用
- 保健所支援拠点等に配置予定

感染状況の把握

変異株スクリーニング

- N501Y変異株スクリーニング検査実施割合は、**4月末時点で約40%**
- インドで増加している変異株の都内感染状況を把握するため、健康安全研究センターにおいて、新たに**L452R変異株のスクリーニング検査を開始**

モニタリング検査

- 感染者がいた場合にクラスターとなりやすい飲食店や事業所、人流のある駅前や交通結線等で、定期的に検査を実施（約4,500件/週）
- **大学の寮等から排出される下水を活用し、感染拡大を早期に防止**

高齢者向け新型コロナワクチン

- ・ 6月末までに都内**高齢者分のワクチンを確保**（約311万人分）
- ・ 7月末までに高齢者の接種を完了させるため、**接種体制を強化**

- 東京都医師会等の関係団体や区市町村とのワクチンチーム会議を開催（令和3年5月10日）
- 高齢者への**接種を加速させる取組を検討**



緊急的な一時宿泊場所の提供

○ビジネスホテルを提供



- ・対 象 住まいを失った方
- ・受付期間 緊急事態措置期間中
- ・受 付 TOKYOチャレンジネット
- ・問合せ先 0120-874-225
0120-874-505（女性専用）

女性の方への相談体制

- 暮らしの中で様々な悩みを抱える方
- 仕事や住まいを失った方
- 家に居場所がない未成年等の方
- 外国人の方 ○ 生きづらさを抱える方

各相談窓口の連絡先、受付時間等はHPに掲載

東京都 女性への相談体制

検索



学校の対応

- ✓ 都立高校は、時差通学の徹底とともにオンラインを活用した分散登校を実施
- ✓ 飛沫感染の可能性の高い教育活動や部活動は中止
- ✓ 小中学校は、感染対策の徹底とともに工夫した教育活動を

都立施設等の対応

5月12日以降の対応

- **上野動物園、美術館・博物館、屋内スポーツ施設などの都立施設は休館を継続**
- **以下の都立施設は基本的対処方針に沿って再開**
 - 劇場・ホール : 東京芸術劇場、東京文化会館
 - 屋外スポーツ施設 : 駒沢オリンピック公園総合運動場（屋外施設）等
- **都立公園の対応**
 - ・ 通行規制、特定エリアの立入制限、宴会、飲食等の自粛要請を継続
 - ※ 駐車場については再開

補正予算の専決処分

感染拡大防止協力金の支給等の対策を
実施するため、**補正予算を編成**

予算規模 3,708 億円

本日、専決処分により、速やかに予算措置

緊急事態措置の延長等に係る補正予算について

- 感染力の高い変異株（N501Y）による感染が拡大していることを踏まえ、緊急事態措置の延長に伴う感染拡大防止協力金の支給や、テレワーク定着に向けた緊急支援など、必要な対策を迅速に実施します。
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき本日5月7日に専決処分を行います。

【補正予算の規模】

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
	億円	億円	億円
一 般 会 計	3,708	8兆 501	8兆4,208

【補正予算の財源】

区 分	歳 出	財 政 調 整	
		国 庫 支 出 金	基 金 繰 入 金
	億円	億円	億円
一 般 会 計	3,708	2,982	726

(注) 1 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金である。

(注) 2 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】

財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

【補正事項】

○ 飲食店等に対する「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」の支給【産業労働局】 2, 309億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の休業や営業時間の短縮を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」を支給

(営業時間短縮等に係る協力金の申請に当たっては、感染防止のガイドライン遵守や感染防止徹底宣言ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・登録等が必要)

○ 「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」の支給【産業労働局】 1, 128億円

都内の飲食店以外の大規模施設（建築物の床面積1,000㎡超）に対して、緊急事態措置期間中の休業を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の施設やテナントなどの事業所を対象として「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」を支給

(4月25日から5月11日までの期間の支給対象施設に対する加算分を含む)

○ 「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」の支給【産業労働局】 220億円

都内の飲食店以外の中小規模施設（建築物の床面積1,000㎡以下）等に対して、緊急事態措置期間中の休業の協力を依頼することなどに伴い、全面的に協力頂いた中小企業等の事業所などを対象として「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」を支給

○ 休業要請等対象施設に対する状況調査【総務局】 0.6億円

都内の飲食店等に対して緊急事態措置期間中の休業等を要請することに伴い、取組状況について把握するため、営業状況等の調査を都内全域において実施

○ テレワーク定着トライアル緊急支援事業【産業労働局】 50億円

テレワーク定着トライアル期間中の5月12日から9月30日までの間に「週3日・社員の7割以上」のテレワークを3か月以上実施する中小企業1万社を目標として、「テレワーク・マスター企業」に認定し、定額の奨励金を支給

局別総括表（一般会計）

（単位：百万円）

区 分	今回補正額	既定予算額	計
政 策 企 画 局	-	9,523	9,523
都 民 安 全 推 進 本 部	-	2,287	2,287
総 務 局	60	1,577,760	1,577,820
財 務 局	-	583,339	583,339
デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	-	20,552	20,552
主 税 局	-	176,928	176,928
生 活 文 化 局	-	239,443	239,443
オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 局	-	412,220	412,220
都 市 整 備 局	-	84,005	84,005
住 宅 政 策 本 部	-	36,085	36,085
環 境 局	-	53,812	53,812
福 祉 保 健 局	-	1,379,809	1,379,809
病 院 経 営 本 部	-	15,227	15,227
産 業 労 働 局	370,723	995,283	1,366,006
建 設 局	-	564,635	564,635
港 湾 局	-	107,454	107,454
会 計 管 理 局	-	3,077	3,077
労 働 委 員 会 事 務 局	-	662	662
収 用 委 員 会 事 務 局	-	432	432
議 会 局	-	6,152	6,152
人 事 委 員 会 事 務 局	-	951	951
監 査 事 務 局	-	1,049	1,049
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	-	12,432	12,432
教 育 庁	-	863,695	863,695
警 視 庁	-	652,176	652,176
東 京 消 防 庁	-	251,067	251,067
合 計	370,783	8,050,055	8,420,838

（注）各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

「第 56 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 5 月 7 日(金) 19 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それではただいまより第 56 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず、状況等につきまして私の方から、いつものようにご報告をいたします。

現在の感染状況になります。世界の合計で 1 億 5,480 万人の方が感染され、約 324 万人の方が亡くなられているという状況です。

国内の発生状況になります。約 61 万人の方が感染をされて、1 万人を超える方が亡くなっている状況になります。

次、都内の発生状況です。これまで 14 万 3,534 名の方が累計で感染されています。退院等された方がうち 13 万 4,661 名です。入院されている方は 2,255 名、亡くなられた方は 1,903 名となっております。

直近の国の動きです。本日、第 63 回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、基本的対処方針が改定をされました。

直近の都の動きに関してです。4 月 25 日から 5 月 11 日までの間、東京都緊急事態措置の実施をしております。

各局の対応になります。

上のところ、政策企画局です。1 都 3 県でテレビ会議を実施し、共同メッセージを 4 月 28 日に発出をいたしました。

また、5 月 6 日昨日、テレビ会議を実施し、国への共同要請をしております。

その下が総務局の欄になります。繁華街を訪れております若者の方々に対してのアンケート、そして路上・公園での飲酒の注意喚起などを実施しております。

また、「徹底点検 TOKYO サポート」のプロジェクト等におけます、会計年度職員の任用を実施いたしました。

また、「飲食店等の感染防止対策 TOKYO サポートポータル(リーダーのひろば)」というものを公開しております。

次が生活文化局になります。4 月 23 日に発出をされました緊急事態宣言等を踏まえた対応といたしまして、都立文化施設等の休館や文化事業の中止、私立学校に対して都立学校の措置を参考とした感染対策の徹底についての協力を要請しております。

また、広報東京都 5 月号で、ゴールデンウィークの感染拡大防止対策、あるいは感染症に

対応した支援や対策についての掲載、また LINE で措置等に関する情報の掲載、東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内外国人向けに緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む 16 言語で、また外国人の皆様が抱える連休中の不安等に対応するために、多言語相談ナビを臨時に開設をしております。

次、オリンピック・パラリンピック準備局です。4 月 25 日から、都立スポーツ施設等を休館しています。

また、都市整備局になりますが、ゴールデンウィーク期間中の鉄道の減便と土休ダイヤの適用について要請をし、また、まちづくり団体等に対しまして、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上必要なものを除いて、20 時以降の消灯についてお願いをしております。

また、屋外広告物関係団体等に対しまして、デジタルサイネージなど 20 時以降の消灯についてお願いをしているところです。

環境局におきましては、自然公園施設等の駐車場を閉鎖しております。

産業労働局です。4 月 23 日ですね、新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施いたしました。また、「テレワーク・ワンストップ相談窓口」の開設、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の一部変更、「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」、「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」、コロナ禍におけます雇用対策事業の開始、オンラインツアー造成支援事業の拡充、テレワーク促進助成金の募集開始、サテライトオフィス設置等の補助金の募集開始について公表をいたしました。

また、感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金の申請受付、そして、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」3 月分の申請受付を開始いたしました。また、「経営者向けのテレワークの集中セミナー」を開催しております。

その下が建設局になります。都立公園内の駐車場・運動施設及び奥多摩周遊道路に設置しております全ての駐車場を閉鎖、そして公園内の売店の営業を休止、キッチンカーの出店についても取り止めております。

次は、港湾局になります。海上公園内の駐車場及び運動施設を閉鎖しております。

交通局におきましては、都営大江戸線、日暮里・舎人ライナー、東京さくらトラム及び都バスで、大型連休期間中の平日に減便などを実施しております。

次が教育庁になります。緊急事態宣言下におきまして、都立学校の対応についてということで、区市町村にも都の措置を参考に対策の徹底を再周知しているところです。

東京消防庁におきましては、昇任試験の一部延期をしております。

ここで各局からご報告をいただきたいと思います。まず、東京都におけます緊急事態措置等の案、他の案件につきまして総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（案）及び「徹底点検 TOKYO サポートチーム」についてご説明いたします。

先ほど、政府の対策本部が開催され、東京都のほか5府県を対象に、特措法に基づく緊急事態宣言を5月31日(月)まで延長することが決定をされました。

これを受けて、都における緊急事態措置等(案)をご説明いたします。

まず、緊急事態措置等の対象となる区域ですが、都内全域、期間は、5月12日(水)0時から5月31日(月)24時までとなります。

実施内容ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、都民及び事業者に向けた要請等を行います。

次に、都民向けの要請でございます。

これまでと同様、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請いたします。

特に、路上や公園における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛を要請いたします。

次に、事業所向けの要請等でございます。施設規模に応じて休業等を要請する施設であります。表に示した、劇場等、商業施設、運動施設、遊技場、博物館等について、1,000㎡超の施設については休業要請し、1,000㎡以下の施設については休業の協力を依頼いたします。

次に、休業要請する施設です。酒類またはカラオケ設備を提供する遊興施設や飲食店に対し、酒類またはカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除き休業を要請いたします。

なお、本施設には、利用者による酒類の店内持ち込みを認めている施設を含めて、休業要請いたします。

次に、営業時間の短縮等を要請する施設です。酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設及び飲食店等に対し、20時までの営業時間短縮を要請いたします。

また、入場する者に対するマスク着用の周知や、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、アクリル板の設置や利用者の適切な距離の確保等、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置等を要請いたします。

また、結婚式場に対しては、酒類及びカラオケ設備の提供停止の要請や、20時までの営業時間短縮等を要請いたします。

また、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないことについて協力を依頼いたします。

次に、規模要件に沿った施設使用の要請等を行う施設であります。表に示した劇場等、集会所等、展示場等について、人数上限5,000人かつ収容率50%等や、21時までの営業時間短縮を要請いたします。

また、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないことを要請いたします。

次に、その他の施設への要請等の内容です。まず、学校、大学等に対して、部活動の自粛、オンラインの活用の協力を依頼いたします。

集会場等について、酒類提供自粛や利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めない

こと等の協力を依頼いたします。

博物館等に対して、入場整理の協力を依頼いたします。

遊興施設に対して、酒類提供自粛や、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないこと等の協力を依頼します。商業施設に対して、入場整理の協力、酒類提供・カラオケ設備の使用自粛の協力を依頼いたします。

学習塾等に対して、オンラインの活用の協力を依頼いたします。

さらに、全ての施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請いたします。

最後にイベントの開催制限についてであります。イベントの主催者等に対して、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたします。

また、5時から21時までの営業時間短縮や業種別ガイドラインの遵守等の要請を行います。

なお、人流増加等が顕著になる恐れが生じた場合等につきましては、この宣言期間内にさらなる措置も検討してまいります。

本日、書面開催をいたしました、感染症対策審議会におきまして、緊急事態措置等(案)につきましては、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

続きまして、「徹底点検 TOKYO サポートチーム」でございます。コロナ対策リーダーでございますが、本日時点で、都内の飲食店等の約11万6,000件の登録にご協力をいただいております。約9万5,000件に研修を修了いただいております。

また、「徹底点検 TOKYO サポートチーム」が飲食店等を訪問し、東京の特性を考慮した実効性のある点検を実施しております。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。次の画面をお願いします。

続きまして、中小企業等に対するテレワーク奨励金の支給、その他につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

はい。当局から3点報告いたします。

1点目は、テレワークの徹底についてでございます。テレワークの一層の推進を図るため、都内中小企業1万社を目標に、「週3日・社員の7割以上」、3ヶ月間、テレワークを実施した企業を「テレワーク・マスター企業」として認定し、最高で80万円の奨励金を支給する新たな支援の仕組みを構築いたします。

2点目は、協力金等の支給についてでございます。緊急事態措置を延長する5月12日から31日までの間、全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして、売上高に応じて1店

舗当たり、中小企業には80万円～400万円、大企業には上限400万円の支給を予定しております。詳細は決まり次第お知らせをいたします。

これに加えて、ショッピングセンターなど1,000㎡を超える大規模施設及び、この施設の中のテナント等が休業要請にご協力いただいた場合ともに協力を支給いたします。

さらに1,000㎡以下の中小規模の施設におきまして、休業の協力依頼に応じていただいた中小の事業者を対象に、都独自の支援金制度を用意しております。ともに、来週12日から31日までの要請期間に全面的にご協力いただける場合に支給する予定でございます。

最後に、中小企業への支援でございます。厳しい状況に置かれております都内中小企業の現状を踏まえまして、一層寄り添った支援を実施いたします。

具体的には、売上が10%以上減少した都内中小企業に対しまして、オンライン展示会出展やECサイトの出店等の販路開拓に要する費用の助成を行い、販路拡大を後押しいたします。

また、中小企業診断士などの専門家を無料で派遣し、経営の安定化や新たな事業展開などをサポートいたします。オンラインでの対応も可能としておりまして、多くの中小企業の皆さんにご活用いただければと思っております。引き続き、人流抑制や感染防止対策の徹底に向けて、事業者の取組をサポートしてまいります。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、今後の感染拡大への備え、他の案件につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。今後の感染拡大への備えについてご説明申し上げます。

まず、医療提供体制・入院病床でございますが、現時点で重症用373床を含め、5,594床まで確保しております。

宿泊療養施設については、現在13施設を確保しておるところでございますが、さらなる確保に向けて取り組んでいるところでございます。

自宅療養者の支援につきましては、東京都医師会等のご協力を得まして、先月20日から、電話やオンラインによる往診や診療の体制を整備したところでございます。

さらに、自宅療養者フォローアップセンターでは、相談等を担う看護師の増員や、電話回線の増強など体制の強化を図りました。

また、緊急対応用として酸素濃縮装置約500台を速やかに確保したところでございます。

こうした取組により、療養生活をしっかり支えてまいります。

次に、保健所でございますが、保健所において積極的疫学調査等を担う保健師や看護師等を来週10日から新たにトレーサーとして30名採用いたします。

次に、感染状況の把握についてでございます。N501Y変異株スクリーニング検査の4月

の実施率は約 40%と、3月上旬の約 10%から大幅に増加いたしました。

加えてインドで増加しております変異株の都内感染状況を把握するため、健康安全研究センターにおいて、新たに L452R 変異株のスクリーニング検査も開始いたしました。

モニタリング検査につきましては、感染者がいた場合にクラスターとなりやすい飲食店や事業所等を対象とした検査を、国とも連携して、毎週約 4,500 件実施しております。

今後は、大学の学生寮等から排出される下水を活用したモニタリング検査も開始いたします。この場合、ウイルスが検知された場合には、PCR 検査を実施し、感染拡大を早期に防止して参ります。

次に、ワクチンの接種についてでございますが、高齢者向けワクチンについては、6月末までに全員分の接種が可能な量を確保できる見通しとなりました。

国の方針でございます 7 月末までに接種完了に向けまして、東京都医師会等の関連団体や区市町村との会議を来週 10 日に開催し、高齢者への接種を加速させる取組を検討してまいります。

次に、一時宿泊場所の提供についてでございますが、緊急事態宣言の延長に合わせまして、新型コロナの影響で失業をされるなど、住まいを失った方に対しビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供いたします。

最後に、女性の方への相談体制についてでございますが、仕事や住まいを失った方、生きづらさを抱える方など、様々な悩みをお持ちの女性の方の相談を受けとめるため、引き続き、相談支援体制を確保いたします。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、学校の対応につきまして教育長からお願いいたします。

【教育長】

学校の対応についてでございます。

都立高校につきましては、高校生は通学範囲が広いことなどから、引き続き、時差通学の徹底とともに、オンラインを活用した分散登校を実施いたします。

飛沫感染の可能性の高い教育活動について、引き続き、中止といたします。また、部活動につきましても、大会等の参加を除き、全て中止といたします。

感染不安や感染予防により登校できない児童生徒等につきましては、健康状態の把握とともに、オンライン等を活用するなど学習内容や課題を配信し、子どもたちの学びを保障してまいります。

なお、小中学校につきましては、これまでの感染症対策を一層徹底していただくとともに、児童・生徒の心身の健康を維持するため、例えば、学校行事の学年分散実施、あるいは校内

でのオンライン活用による分散授業など、工夫をした教育活動を行っていただくようお願いをしております。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして都立施設等の対応につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局長】

都立施設の対応について申し上げます。現在休館中の上野動物園をはじめ、美術館、博物館、図書館、屋内スポーツ施設などにつきましては休館を継続いたします。

なお、東京芸術劇場などの劇場・ホール、駒沢オリンピック公園運動場などの屋外スポーツ施設等につきましては、5月12日以降、基本的対象方針に沿いまして再開をいたします。

都立公園につきましては、通行規制や特定リアの立入制限、及び酒類を伴う宴会や飲食等の自粛要請を継続いたします。

駐車場につきましては、障害者・高齢者の方々の移動手段を確保する観点から再開をいたします。

以上の点につきまして、別途、詳細を通知しますので、各局におかれましては適切にご対応をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

報告がこの場である局等につきましては以上と伺っておりますが、この他にご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ、本部長からお願いいたします。

【都知事】

はい。ご苦労様でございます。

先ほど、国におきまして、東京都のほか5府県を対象に、特措法に基づきます緊急事態宣言を5月31日月曜日まで延長するということが決定をされました。

都といたしまして、緊急事態宣言の延長を受けまして、緊急事態措置等も延長してまいります。先ほど各局長からの報告がございました。今後危惧される感染爆発を押しさえ込んで、都民の命を守っていくために、第1に「継続した人流抑制策」、第2に「ポイントを押しさええた対策」、第3に「先を見据えた備えの対策」、これら三本柱について、引き続き集中して取り組んでまいります。

都民、事業者、行政が今一度一体となって、この難局に立ち向かっていきたい。

こうした、感染拡大防止協力金の支給などの対策を実施するということから、総額 3,708 億円の補正予算を、本日、専決処分により措置をいたします。

この後、臨時記者会見を開きまして、都民・事業者の皆様に対して呼びかけを行ってまいります。

そして、各局におきましては、今一度気を引き締めて、何としてでもここでコロナを抑え込み、この難局を打開するという強い意志を持って、全庁一丸となって対策に取り組んでもらいたい。このようにお願いいたします。頑張りましょう。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第 56 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。